

長生村道路反射鏡設置基準を次のように定める。

令和元年11月26日

長生村長 小 高 陽 一

長生村訓令第3号

庁中一般

### 長生村道路反射鏡設置基準

(目的)

第1条 この基準は、道路反射鏡（以下「カーブミラー」という。）の設置に関して必要な事項を定めることにより、その適正な運用を図り、もって交通の安全に資することを目的とする。

(意義)

第2条 この基準は、自動車等の運転者が、他の自動車等の通行による危険に対し、当該危険を未然に確認することが不可能又は困難な場合の補助施設としてカーブミラーを設置する場合の基準である。

2 前項のカーブミラーを設置した道路を通行する場合は、運転者は、目視による安全確認を行わなければならない。

(定義)

第3条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 村認定道路 道路法（昭和27年法律第180号）に基づき認定した道路をいう。
- (2) 村有地（道） 長生村が所有し、村道認定していない道路をいう。

(設置の基本)

第4条 カーブミラーの設置に当たっては、自治会の総意を原則として自治会長からの要望書を受けるものとする。ただし、自治会に加入していないことにより自治会を通じての要望が困難な場合は、近隣住民5戸以上の連名書を添えて自治会長としてその代表者が要望することができるものとする。

2 前項の場合においては、自治会からの要望を優先順位の第1位として取り扱うものとする。ただし、その要望の緊急性、必要性及び重要性を村が判断し、前後することも妨げない。

3 カーブミラーの設置に当たっては、道路状況、交通状況等を把握した上で

設置の必要性を検討し適切な設置となるよう十分留意しなければならない。

(適用範囲)

第5条 この基準は、村認定道路及び村有地（道）（以下これらを「公道」という。）に道路管理者がカーブミラーを設置する場合について適用する。

(設置対象道路)

第6条 カーブミラーの設置は、公道を対象とする。この場合において、公道のうち緊急輸送道路、通学路等の根幹的な役割を担っている道路を優先する。

(設置の形態)

第7条 カーブミラーの設置は、単独柱を新設し、又は他施設等に共架することにより行うものとする。

2 単独柱を新設する場合は公道の敷地内の設置を原則とし、他施設に設置または共架する場合は当該施設所有者の許可を得て設置するものとする。

(設置の基準)

第8条 カーブミラーは、次の条件に該当する箇所に設置することができる。

- (1) 長生村の管理する道路の屈曲箇所
- (2) 長生村の管理する道路と公道の交差する箇所
- (3) 私道については、両端が公道に接しており、かつ、不特定多数の通過車両がある等一般公共の用に供している私道と公道の交差する箇所
- (4) 前3号に定めるもののほか、特別な理由により、道路管理者が各号の必要と判断する箇所

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する箇所には、原則としてカーブミラーを設置しないものとする。

- (1) 信号機の設置されている交差点
- (2) 歩道又は隅切りが設置されている交差点
- (3) 設置しても十分な視界が確保出来ない箇所
- (4) カーブミラーを設置することにより車両等の通行に支障が生ずるおそれがある箇所
- (5) 障害物等により一時的に視距の確保ができない箇所
- (6) 利用者が限定されている箇所
- (7) 屈曲部で通過交通がない箇所
- (8) 行き止まりとなっている私道からの出入口
- (9) 前8号に定めるもののほか、道路管理者が必要ないと判断した箇所

(維持管理)

第9条 この基準に基づき設置されたカーブミラーについては、所要の機能を

十分発揮できるよう適切に維持管理を行う。

(移設及び撤去)

第10条 既設のカーブミラーの移設については、原則として次のとおりとする。

- (1) 一般住宅の建替え等のため、隣接する土地の所有者又は自治会からカーブミラーの移設要望があったときは、道路管理者において移設するものとし、移設位置及び利用形態については、要望者と協議して決定する。
- (2) 開発行為等のため、カーブミラーの移設要望があったときは、原因者において移設するものとし、移設位置及び利用形態については、道路管理者と協議して決定する。

2 道路環境等の変化により、カーブミラーの必要性が低くなった場合又は道路管理者により効果がなくなると判断された場合は、当該カーブミラーを撤去する。

(費用負担)

第11条 カーブミラーの設置者の費用負担については、次のとおりとする。

- (1) 第8条第1項各号の規定に該当する場合は、予算の範囲内で村の負担で設置する。
- (2) 前条第1項第2号の場合においては、原因者の負担とする。
- (3) カーブミラーを故意又は過失により損傷し、又は滅失させた者がいるときは、原因者の負担で修繕する。

(その他)

第12条 開発事業により設置されたカーブミラーは、開発事業者が設置し村へ寄附採納されたもの以外は、開発事業者にて維持管理を行うことを原則とする。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。